

令和元年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

令和元年6月17日（月）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議席の一部変更
- 日程第2 馬淵ひろし君の議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件
- 日程第7 行政報告
- 日程第8 常任委員の選任
- 日程第9 議会運営委員の選任
- 日程第10 承認第1号 瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第11 承認第2号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第12 議案第39号 瑞穂市教育委員会の委員の任命について
- 日程第13 議案第40号 瑞穂市監査委員の選任について
- 日程第14 議案第41号 財産（小学校普通教室教育用 I C T機器）の取得について
- 日程第15 議案第42号 財産（消防ポンプ自動車）の取得について
- 日程第16 議案第43号 西濃環境整備組合規約の変更について
- 日程第17 議案第44号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第45号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第46号 瑞穂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第47号 平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第48号 平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第49号 平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	馬 渕 ひろし	2番	松 野 貴 志
3番	今 木 啓一郎	4番	北 倉 利 治
5番	鳥 居 佳 史	6番	小 川 理
7番	杉 原 克 巳	8番	若 園 正 博
9番	庄 田 昭 人	10番	若 井 千 尋
11番	清 水 治	12番	広 瀬 武 雄
13番	堀 武	14番	広 瀬 時 男
15番	若 園 五 朗	16番	くまがいさちこ
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	教 育 長	加 納 博 明
政 策 企 画 監	巢之内 亮	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	久 野 秋 広	市 民 部 長	児 玉 等
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	岡 田 弘	健 康 福 祉 部 長	平 塚 直 樹
都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和	環 境 水 道 部 長	広 瀬 進 一
会 計 管 理 者	清 水 千 尋	教 育 次 長	児 玉 太
監 査 委 員 事 務 局 長	高 山 浩 之		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	広 瀬 照 泰	書 記	宇 野 伸 二
書 記	近 藤 圭 代		

### 開会及び開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） どなたも改めまして、おはようございます。

ただいまから令和元年第2回の瑞穂市議会定例会を開会したいと思います。

また、傍聴にお越しいただきました皆様方、早朝からまことにありがとうございました。最後までよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

### 日程第1 議席の一部変更

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、議席の一部変更を行います。

今回、新たに当選された馬淵ひろし君の議席に関連し、会議規則第3条第3項の規定によりまして、議席の一部を変更します。

変更した議席は、お手元に配りました議席指定表のとおりとしたいと思います。これに御異議はございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまお手元に配りました議席指定表のとおり、議席の一部を変更します。

---

### 日程第2 馬淵ひろし君の議席の指定

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、馬淵ひろし君の議席の指定を行います。

今回当選された馬淵ひろし君の議席は、会議規則第3条第2項の規定によって、1番に指定します。

---

### 日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号7番 杉原克巳君と8番 若園正博君を指名します。

---

### 日程第4 会期の決定

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から7月9日までの23日間にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から7月9日までの23日間に決定をいたしました。

---

## 日程第5 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第5、諸般の報告を行います。

11件報告します。

まず10件について、議会事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、10件報告します。

まず、1件目は議員の異動について報告します。

平成31年4月7日執行の岐阜県議会議員選挙において、岐阜県議会議員選挙瑞穂市選挙区選挙長より3月29日に、森治久市議会議員から立候補の届け出があった旨の通知を受けました。これにより、森治久議員は3月29日に市議会議員を辞したものとみなされました。また、瑞穂市選挙管理委員会委員長が、平成31年4月21日執行の瑞穂市議会議員補欠選挙における当選人を馬淵ひろし君とする告示を同日行ったので、馬淵ひろし君は4月21日から瑞穂市議会議員となりました。おめでとうございます。

2件目は、副委員長の辞任についてです。

森治久議員は産業建設委員会の副委員長でありました。3月30日以降、産業建設委員会の副委員長職は欠けております。

3件目は閉会中の委員の選任についてです。

馬淵ひろし君が市議会議員となられた翌日の4月22日、委員会条例第8条第2項の規定により、議長は馬淵ひろし議員を産業建設委員に選任しましたので報告します。

4件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は平成31年2月分、3月分及び4月分が実施されました。いずれも現金、預金及び借入金金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。

なお、3月の結果報告で予備費充用についての意見がありました。

一般会計において、予備費が公債費に充用され、理由は見込み誤りとのことである。3月補正予算において必要以上に減額したことが、本来あり得ない充用につながっており、非常に不適切であるとの指摘であります。

その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

5件目は、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を、同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は2月25日に別府保育所を対象に実施され、財務

の事務はおおむね適正に執行されているものと認められたとの報告でした。

その他の監査結果につきましては、お手元に配付のとおりです。

6件目は、地方自治法第199条第2項の規定による行政監査の結果報告を、同条第9項の規定により監査委員から受けております。

監査は、資金前渡事務について、平成30年9月11日から平成31年2月25日までの間に実施されました。監査結果につきましては、お手元に配付の行政監査結果報告書のとおりです。

7件目は、岐阜地域児童発達支援センター組合議会の結果報告です。

3月27日に同組合の平成31年第1回定例会が開催されました。

管理者から提出された議案は、平成31年度当初予算1件です。

予算案は、総額を1億2,784万5,000円とするもので、前年度比較で1,107万円、率にして9.5%の増となる内容で、原案のとおり可決されました。

ちなみに、瑞穂市からの利用者数は平成31年3月1日現在11人で、前年同期も同数でした。

8件目は、市議会議長会関係の報告です。

4月11日に東海市議会議長会の第102回定期総会が津市で開催され、議長、副議長と私の3人が出席しましたので報告します。

総会では、特別表彰、議員20年以上の部で藤橋礼治議長、一般表彰、議員15年以上の部で松野藤四郎議員、若園五朗議員の2人、一般表彰議員10年以上の部で森治久元市議会議員が表彰されました。その後、会務報告と12議案を審議し、いずれも原案のとおり可決、認定、承認されました。

また、来年度の開催都市は岐阜市に決定しました。

9件目も同じ市議会議長会関係の報告です。

5月24日に中濃十市議会議長会が瑞穂市で開催され、議長、副議長と私の3人が出席しましたので報告します。

会議では、平成30年度の会務報告の後、平成30年度決算、令和元年度予算など計4議案が審議され、いずれも可決、または認定されました。

役員改選では、会長に可児市、副会長に山県市、監事に瑞穂市の議長が選任されました。

なお、11月11日には中濃十市の全議員を対象とした研修会を可児市で開催する予定なので、御参加いただきたいと思います。

また、会議終了後はキッコーマンソイフーズ株式会社岐阜工場にて視察をし、その後、情報交換会を開催しました。

10件目も同じく市議会議長会関係の報告です。

6月11日に全国市議会議長会の第95回定期総会が東京国際フォーラムで開催され、議長と私の2人が出席しましたので報告します。

総会は、まず開会式が行われ、来賓祝辞に続いて表彰式と会議に入りました。

表彰式では、特別表彰議員20年以上の部で藤橋礼治議長、一般表彰議員15年以上の部で松野藤四郎議員、若園五朗議員、議員10年以上の部で森治久元市議会議員が表彰されましたので、後ほど伝達を行いたいと思います。

会議では、会務報告の後、平成29年度の各会計決算、令和元年度の各会計予算、各部会及び会長から提出された31議案が審議され、いずれも可決または認定されました。

役員改選では、東海支部の部会長に津市が、岐阜県の役員として理事に岐阜市、評議員に大垣市、羽島市、美濃市と瑞浪市が選任されました。

それでは、先ほど報告しましたとおり表彰状の伝達を行いたいと思います。

松野藤四郎議員、若園五朗議員は演壇の前へお願いします。

〔17番 松野藤四郎君 登壇〕

〔15番 若園五朗君 登壇〕

○議長（藤橋礼治君） 表彰状、瑞穂市、松野藤四郎様。

あなたは市議会議員の要職にあること15年、鋭意市政の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。よって、本会表彰規程によりこれを表彰いたします。平成31年4月11日、東海市議会議長会会長 津市市議会議長 岡幸男代読。おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

○議長（藤橋礼治君） 表彰状、瑞穂市、松野藤四郎殿。

あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第95回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。令和元年6月11日、全国市議会議長会会長 野尻哲雄代読。おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

〔17番 松野藤四郎君 降壇〕

○議長（藤橋礼治君） 表彰状、瑞穂市、若園五朗様。

あなたは市議会議員の要職にあること15年、鋭意市政の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。よって、本会表彰規程によりこれを表彰いたします。平成31年4月11日、東海市議会議長会会長 津市市議会議長 岡幸男代読。おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

○議長（藤橋礼治君） 表彰状、瑞穂市、若園五朗殿。

あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第95回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。令和元年6月11日、全国市議会議長会会長 野尻哲雄代読。おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

〔15番 若園五朗君 降壇〕

〔議長 藤橋礼治君 登壇〕

〔副議長 庄田昭人君 登壇〕

○副議長（庄田昭人君） 表彰状、瑞穂市、藤橋礼治様。

あなたは市議会議員の要職にあること20年、鋭意市政の発展に寄与され、この功績はまことに顕著であります。よって、本会表彰規程によりこれを特別表彰いたします。平成31年4月11日、東海市議会議長会会長 津市議会議長 岡幸男代読。おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

○副議長（庄田昭人君） 表彰状、瑞穂市、藤橋礼治殿。

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第95回定期総会に当たり本会表彰規程によって特別表彰いたします。令和元年6月11日、全国市議会議長会会長 野尻哲雄代読。お疲れさまでした。

〔表彰状伝達〕（拍手）

〔議長 藤橋礼治君 降壇〕

〔副議長 庄田昭人君 降壇〕

○議長（藤橋礼治君） どなたも、おめでとうございます。

それでは、以上報告しました10件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

続きまして、議員派遣の結果の報告を願います。

5月20日から21日の市町村議会議員研修、住民とのコミュニケーションについて、若園正博君から報告を願います。

8番 若園正博君。

○8番（若園正博君） 議席番号8番、創生クラブの若園正博です。

ただいまは議長さんから発言のお許しをいただきましたので、大津での議員研修について、代表して報告させていただきます。

東海市町村国際文化研究所での平成31年度市町村議会議員研修は、5月20日、21日の2日間のコースで、テーマは住民とのコミュニケーション、対話の受発信力の向上について研修をしてまいりました。

当市議会からは庄田議員、今木議員と私の3人で参加しました。

研修1日目は、京都造形芸術大学副学長の成人学博士の本間正人先生でした。研修は講義と演習があり、講義では先生から今まで体験された内容や、実際に市町村で行われた内容を含めて事例の紹介もあり、大変実践的で今後の市民との会話やコミュニケーションの雰囲気づくりにも役立つものでありました。

2日目は、東京外国語大学非常勤講師の市瀬博基先生よりの住民とのコミュニケーションについての講義・演習でした。研修参加に先立ち事前アンケートがありまして、地域住民との声を広く把握するために取り組んでいること、工夫をしていることでアンケートがございました。

瑞穂市としましては、地域学生との市の魅力、その他のテーマにてワークショップを行っているということを回答させていただきました。こうした事前アンケートを利用した演習も行われ、他市町の議員さんが取り組んでいる事例や工夫などについて紹介や発表があり、私自身もどのようにしていくべきかを悩んでいた部分については、他の議員さんとも同じようなところで悩んでいることがわかり、実習を進めていくにつれ解決の糸口のところが見えてきて大変参考になりました。

今回受講した研修内容は、私たちの今後の議員活動に大変参考になるものばかりでした。この研修を生かし、今後、市民とのコミュニケーションや関係づくりを行っていきたいと思っております。

これで研修の報告を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） これで、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第6 議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件

○議長（藤橋礼治君） 日程第6、議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件を議題といたします。

議会基本条例推進特別委員会から会議規則第45条第2項の規定により中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会基本条例推進特別委員長 庄田昭人君。

○議会基本条例推進特別委員長（庄田昭人君） おはようございます。

議会基本条例推進特別委員会委員長の庄田昭人です。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定により、議会基本条例推進特別委員会の中間報告をさせていただきます。

特別委員会では、平成30年6月7日に中間報告を行った後、6月19日と21日の2回会議を開催し協議した結果、研修・意見交換会部会、議会映像配信検討部会、議員定数調査検討部会の3つの部会を設置することを6月議会最終日に提案し可決されました。

その後、議員定数調査検討部会は、平成31年3月議会で中間報告を行いました。

今回は、平成30年6月議会以降の研修・意見交換会部会、議会映像配信検討部会の2部会の内容について報告をさせていただきます。

各部会での活動について、この後、2部会の部会長に報告をしていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 続きまして、研修・意見交換会部会長 北倉利治君。



○4番（北倉利治君） 改めまして、おはようございます。

議会基本条例推進特別委員会 研修・意見交換会部会長 北倉利治です。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定により、議会基本条例推進特別委員会 研修・意見交換会部会の活動状況の報告をさせていただきます。

研修・意見交換会部会は、議会基本条例第18条の規定する議員研修の充実強化を図ること及び同条例第5条第7項に規定する意見交換会の具体的な運営方法等について協議または調整を行うことを目的とし、平成30年6月26日に設置されました。

平成30年度中に研修・意見交換会部会が主催した行事は、議員研修会が3回、意見交換会が2回、それに伴う準備・反省・総括のために開催した部会は9回でありました。

それでは、まず議員研修会について報告させていただきます。

平成30年度第1回議員研修会は、平成30年10月5日に朝日大学経営学部の畦地真太郎教授を講師にお迎えし、瑞穂市役所大会議室において開催しました。

テーマは、「瑞穂市内のマンポの特徴と地域資源としての可能性」についてで、当日は市職員の研修も合同で行われ、参加者は合計30名でした。

終了後に開催された部会では、マンポを知らなかったのも、ほかの市から来た人にはよかった、今後も瑞穂市の地域資源を探していく方法として、ほかになれば研修をしたいなどの意見がありました。

平成30年度第2回議員研修会は、11月9日に岐阜県弁護士会より紹介を受けました河合法律事務所の伊藤健文弁護士を講師にお迎えし、瑞穂市役所大会議室にて開催をしました。

テーマは、「ハラスメント研修～実例を中心に～」で、当日は市の職員研修も合同で行われ、参加者は合計27人でした。

終了後に開催された部会では、受けとめ方が人によって違い、相手の捉え方によって問題が発生する事案なので、もっと勉強し身につくまでやっていくことが大切である、全ての人がハラスメントを注意して対応しなければならないと再認識しました、議会としても取り組んでいく視野があってもよいなどの意見がありました。

平成30年度第3回議員研修会は、平成31年1月16日に、日本ファシリテーション協会の杉原廣二先生を講師にお迎えし、総合センター5階会議室で開催しました。

テーマは、「続ファシリテーター入門～ファシリテーターの心技体その2～」でした。昨年度に引き続き第10回意見交換会を迎えるに当たって、議員全員がテーブルファシリテーターを務められることを目的として行いました。

終了後に開催された部会では、消極的であった人が今回は積極的にやっているところが見えた、自分で勉強して行っていくしかないと思う、グループづくりでは、不特定多数で選ぶヒントになった、前回からの流れを知っている杉原講師でよかったなどの意見があり、当市の意見

交換会を進めるに当たって大変参考になりました。

次は、意見交換会についての報告であります。

第9回意見交換会は、10月20日に昨年度と同様に朝日大学との共催で実施しました。32人の朝日大学生の参加をいただき、4つのテーマで8グループに分かれて学生との意見交換をしました。

テーマは、「穂積駅や駅周辺をどう変えたいですか」「卒業後も瑞穂市に定住するためには」「魅力的なふるさと納税の返礼品を考えよう」「地震などの災害にどう備えますか」の4つで、学生らしい、また若者ならではの意見も数多く聞くことができました。

終了後に開催された部会では、2年目になりよくなってきた、学生が真面目に取り組んでいた、ファシリテーションの勉強ができたなどの感想がありました。その後、当日のテーマごとの意見のまとめなどをホームページに掲載しました。

第10回意見交換会は、2月3日に巢南公民館と市民センターの2会場において、市民とワークショップ形式によって開催いたしました。

26人の市民の方々に参加をしていただき、私たち議員一、二名とグループをつくり、テーマ「災害にどう備えますか」「今後も住み続けたいまちづくり」についての意見交換をしました。

終了後に開催された部会では、第10回意見交換会の総括・反省を行い、アンケート結果のまとめやグループごとの意見のまとめなどをホームページに掲載しました。

また、部会員からの意見としては、参加者が自分の意見を言えることが重要である、若い人はいろんな意見が出る、年配者ばかりでは偏っていくので、今後はグループづくりの検討も必要では、テーマを絞り込まないと意見が出てこないなどの意見や改善点が出されました。

参加された市民のアンケート結果では、回答者の85%が「満足」または「大満足」と回答されている反面、昨年より参加者が少なかった反省を踏まえ、意見交換会のさらなる充実策を協議する必要があります。

平成30年6月26日に設置された研修・意見交換会部会ですが、約1年間の活動を振り返るために令和元年5月22日に最後の部会を開催しました。会議の冒頭で、先ほど若園議員が報告された5月20日から21日の2日間、大津市で市町村議会議員研修として「住民とのコミュニケーション～対話と発信力の向上～」を受講された部会員から興味深いお話をいただきました。

少し紹介させていただきます。講師から、「地域で実施している特徴的なものはありますか」との問いに、「瑞穂市は朝日大学の学生たちとワークショップ形式で意見交換会を実施している」との回答をしたところ、「大変すばらしい取り組みを実施されています。議会と市民の対話方法は意見交換会に移行してきております。いまだ従来の議会報告会を実施されているところは、そろそろやめてみませんか」との意見でございました。瑞穂市議会が歩んできた方向性は正しかったと確信しつつ、次なるステップへの課題・引き継ぎ事項も含めて協議をしま

した。

まず、現在の部会は、この6月で任期満了となるため7月以降も引き続き、研修・意見交換会部会を設置していただき、新たに設置された部会では、意見交換会はワークショップ形式を継続しつつも、地域の各種団体等に参加を呼びかけたり、各種会合に議員が出張して開催したり、全議員の参加でなくても一部の議員だけで開催するなど、多くの方々に参加していただく方策を検討していただきたい。

また、研修は時機に見合った適切な内容を取り上げていただいて、そして両方に共通する課題として、議員間の情報共有が大切であります。ワークショップの各テーブルで出た意見、委員派遣の視察・研修・調査した内容を共有できる仕組みづくりを期待したい。

以上が、部会員全員の一致した意見であり、我々がなし得なかった項目であり、新たに設置される部会に引き継ぐ項目であります。新たに設置される部会の活躍を期待し、議会基本条例推進特別委員会 研修・意見交換会部会 の中間報告を終わります。令和元年6月17日、議会基本条例推進特別委員会 研修・意見交換会部会長 北倉利治。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 続きまして、議会映像配信検討部会長 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 改めまして、おはようございます。

議席ナンバー12番 議会基本条例推進特別委員会の議会映像配信検討部会部会長の広瀬武雄でございます。

ただいま議長より報告の発言の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定によりまして、議会基本条例推進特別委員会 議会映像配信検討部会の実施状況について報告させていただきます。若干長いようでございますが、よろしく願いいたします。

議会映像配信検討部会は、議会基本条例第19条第2項に規定する情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段の活用策として、議会映像の配信、議場のWi-Fi化及びタブレット導入等を検討することを目的として設置されたものでございます。

それでは、実施した会議の順に、内容をまとめて報告させていただきます。

平成30年8月7日の会議では、議会の映像配信・議場のWi-Fi化・タブレット導入の項目ごとに平成30年度のスケジュールや作業内容について確認いたしました。

部会員からは、議会映像の予算化は10月末までに間に合うのか、議会映像はスケジュールを詰めてほしい、新年度に予算を計上するためには11月中旬には金額をある程度決めないといけない、昨年度は1社の業者から映像配信についての説明を受けたけれども、他の業者からも説明を受け、比較検討する必要があるとの意見がありました。

その結果、2社の業者にデモンストレーションを依頼し概算の見積もりを依頼する、タブレットについても業者のデモンストレーションを受け、その後検討することになりました。

9月7日には、前回の会議の内容を受け、全議員を対象に業者による映像配信とタブレット

のデモンストレーションを行いました。

映像配信では、実際に映し出される映像を確認し、タブレットでは実際にさわって体験をし、各議員から積極的に質問や感想が出されました。終了後には、今回の研修会を受け、映像配信やタブレット導入に対しての意見等を部会員以外の議員から聴取したところ、映像配信については金額が高く、慎重に進めてほしいとか、今回デモンストレーションをした業者の見積もりを特別委員会に報告してほしい、タブレットについては経費の削減につながると思うなどの意見が出ました。

9月14日の会議では、議会映像デモンストレーションの総括について、部会員から部会としてはタブレットより映像配信を進める方向がいい、部会の方向は決まっているので、映像配信について否定的な人の先入観をいかに少なくするかが重要だと思う、映像配信は費用対効果がなかなか図りにくい面があるが、部会の姿勢を明確にし、映像配信を取り入れてもらえるようにしたい、今回デモンストレーションをお願いした業者を既に導入している市に実績調査をしてほしいとの意見がありました。

その結果、今回デモンストレーションを行った業者のシステムを既に導入している市に実績調査を行うこととなりました。

また、新年度から議会映像配信事業やタブレット端末導入事業を実施するには、予算を伴う新規事業のため、市長部局へヒアリングシートを提出し、市民に対して事前に公開する必要がある。部会で内容の検討を行いました。ヒアリングシートは計画性、公益性、緊急性、合理性、将来性の5つの項目で評価されるため、映像配信事業では主なメリットとして公益性や将来性では、映像を配信することで市民に開かれた議会及び市民参加を推進する一助となることや、緊急性では、県内で、当市以外の20市はインターネット中継またはテレビ中継を行い、議会映像を配信している。

また、現在使用しているマイク等の設備については、製造中止になっているため更新時期にきていることを上げ、課題等としては、当市では数年後、新庁舎建設を予定しているが、今回導入した設備をどうするかが不明であるなどとなりました。

また、タブレット端末導入事業では主なメリットとして、公益性では、タブレット端末導入により、議員の情報収集能力の向上につながる。また、議案書等が電子化されることで、傍聴者を含め広く一般に公開することができることや、合理性では、議会関連資料が電子化され、文書管理の効率化並びに議会運営の効率化が図られる。また、ペーパーレス化により経費削減が見込め、費用対効果もある等や、緊急性では、災害時の情報収集・緊急連絡でグループウェアを導入することで災害時での迅速な情報共有を可能にするなどを上げ、課題としては、議員と同時に執行部もタブレット端末を導入する必要がある。また、タブレット端末の操作方法についての講習会といったサポートも必要であるなどいたしました。

このような内容の映像配信・タブレット端末導入事業のヒアリングシートの提出について、部会員内で検討した結果、次回の特別委員会に映像配信・タブレット端末導入事業のヒアリングシートを提出し、各委員の意見を聴取し提出の是非の確認をすることとなりました。

10月1日には、議会基本条例推進特別委員会で、事業ヒアリングシートの提出について、採決の結果、映像配信事業は可否同数となったため部会で再検討していくこととされ、タブレット端末導入事業は可決されたため、タブレット端末導入事業のみ事業ヒアリングシートを提出することとなりました。

10月24日の会議では、部会員から、タブレット端末の通信方法や貸与方法などを検討しないといけない、タブレット端末のメリット・デメリットについて調査したいとの意見がありました。

その結果、タブレット端末を既に導入している市に視察を依頼することになりました。議場のWi-Fi化については、引き続き調査していくことになりました。

11月19日には、前回の会議の内容を受け、タブレット端末を既に導入している関市、美濃加茂市へ視察に行きました。視察先へは、導入の理由や導入時コストやランニングコストなど15の項目につきまして質問を行いました。

平成31年4月24日及び令和元年5月29日の会議では、6月議会で中間報告をすべき内容について審査し、部会員からは、タブレットの予算をつけたことは部会の実績であるので報告すべきである、映像配信がメインなので、中間報告の内容は映像配信を中心的に報告してはどうか、引き続き部会の継続を求めるような内容を入れてはどうか、タブレットは9月議会導入を目標にして、その内容を盛り込んでどうか、映像配信は令和2年度中を導入目標にして、その内容を盛り込んでどうかとの意見がありました。

その結果、6月議会での中間報告を行うことで意見が一致しました。

また、タブレットの導入につきましては、部会員から、導入すれば議員は必ず使うのか、しばらくは紙と併用し、段階的に変更していくほうがいいのか、今後、議員活動の必須のツールになっていくと思うとの意見がありました。

その結果、システムを特別委員会で決定し、契約手続等は事務局で対応することになりました。

最後のまとめといたしまして、タブレットの導入に当たりましては、今後、機種やシステムの検討、条例・規則の改正や運用方法など検討が必要であるが、導入時期の目標としては9月とすることで意見が一致いたしました。

また、議会の映像配信に関して、当市は県内の市の中で唯一議会の映像配信を行っていないため、議会基本条例の目的にあるように市民にわかりやすい開かれた議会を目指していくためにも、令和2年度中の導入を目標に掲げて進めていくことで意見が一致しました。

なお、今回で当部会の任期が終わるため、タブレット導入に向けての検討や令和2年度中の映像配信の導入が実現できるよう、引き続き部会を設置し、今まで積み重ねてきた議論を反映し検討していただきたいと思います。

以上で、議会基本条例推進特別委員会 議会映像配信検討部会のこれまでの活動報告を終わります。令和元年6月17日、議会基本条例推進特別委員会 議会映像配信検討部会部会長 広瀬武雄。

○議長（藤橋礼治君） 最後に、議会基本条例推進特別委員長 庄田昭人君。

○議会基本条例推進特別委員長（庄田昭人君） 議会基本条例推進特別委員会委員長の庄田昭人です。

特別委員会では、平成30年6月19日の第15回から第24回までの計10回の委員会を開催し、部会の決定や、それぞれの部会で審議・協議された結果の報告や、部会の進捗状況の確認等を行い、部会から提案された内容などを委員会において協議・決定をし、各事業を進めてきました。

全体としては、2部会長からの報告のとおり前回の中間報告から今議会まで、1.研修・意見交換会部会では、ワークショップ形式での2回の意見交換会の開催、3回の議員研修の開催。2.議会映像配信検討部会では、タブレット導入先進地の視察、議会映像配信事業とタブレット端末導入事業について、予算化に伴う事業ヒアリングシートの作成・検討、このような活動報告をしていただきました。

議員定数調査検討部会では、平成31年3月定例会で報告したとおり調査・検討をし、結論に至りました。議会映像配信検討部会では、タブレット端末導入事業の予算要求を行うに至りました。当特別委員会は一步一步確実に前に進んでいるのではないかと思います。

今後においても、各部会から提出されたさまざまな課題などにも取り組み、新しい部会設置の検討も行い、目的である議会基本条例の目的を達成するための具体的な運用に関する調査・研究を推進し、市民の皆様にはわかりやすい開かれた議会を目指していきたいと考えています。

以上で、議会基本条例推進特別委員会の中間報告を終わります。令和元年6月17日、議会基本条例推進特別委員会委員長 庄田昭人。

○議長（藤橋礼治君） これで、議会基本条例推進特別委員会の中間報告が終わりました。

議会基本条例推進特別委員会委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

## 日程第7 行政報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第7、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、改めまして、おはようございます。

それでは、7件の行政報告をさせていただきます。

初めに、瑞穂市土地開発公社の経営状況について報告します。

平成30年度の事業報告及び決算、並びに平成31年度の事業計画、予算及び資金計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

平成30年度の事業では、公共用地、公用地の取得処分はありませんでした。また、用地については現在所有しておりません。

決算では、当期純損失が6万9,877円となり、資本的収入及び支出の執行はありませんでした。

平成31年度では、公共用地、公用地の取得処分等の事業計画はなく、予算は受取利息の収入と販売費及び一般管理費の支出のみが計上されています。

次に、一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社の経営状況について報告します。

平成30年度の事業報告及び決算、並びに平成31年度の事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

平成30年度の経常収益は2億4,713万7,147円、経常費用は2億4,247万6,888円で、正味財産期末残高は5,347万8,225円となりました。

平成31年度は、前年度1,662万円減額の2億2,669万円の事業収益が計上されています。

次に、報告第1号専決処分の報告（損害賠償その1）を報告いたします。

平成31年1月13日、瑞穂市牛牧地内で公用車が高架下道路に右折進入する際に、左折中の相手方車両と接触した事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき専決処分したものであります。

次に、報告第2号専決処分の報告について（損害賠償その2）を報告いたします。

平成31年3月14日、本田第1保育所園庭内でサッカーをしているときに、ボールをとるために園児同士がぶつかったため眼鏡のフレームが損壊した事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき専決処分をしたものであります。

次に、報告第3号平成30年度瑞穂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告をします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費1億4,660万4,000円を平成31年度に繰り越しましたので報告します。

次に、報告第4号債権放棄の報告について報告をいたします。

瑞穂市債権の管理に関する条例第8条の規定により、私債権について、水道料金102件で25万3,627円、学校給食費32件で59万5,500円につき債権放棄をしましたので、議会に報告するものであります。

次に、報告第5号専決処分の報告について（損害賠償その3）を報告します。

住民基本台帳事務における不適切な事務処理案件について和解し、損害賠償の額を定めることにつき専決処分をしたものであります。

以上7件、行政報告をさせていただきました。

○議長（藤橋礼治君） これで行政報告は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午前10時09分

再開 午前11時49分

○議長（藤橋礼治君） 大変お待たせをいたしました。

それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

#### 日程第8 常任委員の選任

○議長（藤橋礼治君） 日程第8、常任委員の選任を行います。

お諮りをいたします。常任委員の選任について、委員会条例第8条第1項の規定によって、総務委員会には、私、藤橋礼治、松野藤四郎君、若園五朗君、杉原克巳君、今木啓一郎君、馬淵ひろし君の6人でございます。

続きまして、産業建設委員会には、くまがいさちこ君、広瀬時男君、若井千尋君、若園正博君、鳥居佳史君、松野貴志君の6人でございます。

続きまして、文教厚生委員会には、堀武君、広瀬武雄君、清水治君、庄田昭人君、小川理君、北倉利治君の6名を指名したいと思います。

御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

総務委員会は議会図書室、産業建設委員会は正副議長室、文教厚生委員会は第2議員会議室をお使いください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定によりまして、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、その点よろしくお願いをいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。



休憩 午前11時52分

再開 午後0時13分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

常任委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告をいたします。

総務委員会委員長 若園五朗君、副委員長 杉原克巳君、産業建設委員会委員長 若園正博君、副委員長 鳥居佳史君、文教厚生委員会委員長に広瀬武雄君、副委員長に小川理君。以上のとおりでございます。

---

#### 日程第9 議会運営委員の選任

○議長（藤橋礼治君） 日程第9、議会運営委員の選任を行います。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後0時14分

再開 午後2時45分

○議長（藤橋礼治君） 大変お待たせをいたしました。

それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、松野藤四郎君、杉原克巳君、小川理君、今木啓一郎君、松野貴志君の以上5人を指名したいと思っております。御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定をいたしました。

これより、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。議会運営委員は第2議員会議室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、しばらく休憩をとります。

休憩 午後2時47分

再開 午後2時56分

○議長（藤橋礼治君） 大変お待たせいたしました。

それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

議会運営委員会の委員長には、松野藤四郎君、副委員長には今木啓一郎君が決定しましたので御報告をいたします。

日程第10 承認第1号から日程第22 議案第49号までについて（提案説明）

○議長（藤橋礼治君） 日程第10、承認第1号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての専決処分についてから日程第22、議案第49号平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）まで一括議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 風薫る新緑のまぶしい季節から、一足早く、暑さを感じ始める日が続いていましたが、当市もいよいよ梅雨となりました。気象庁によれば、この地方の向こう3カ月の予想は、気温はほぼ平年並みで、降水量は平年並みか多い見込みとのことです。降雨量が多くなると河川水量の上昇など悩みもふえますが、市の花であるアジサイの美しさも、やはり梅雨があってこそ、鮮やかに咲き誇るアジサイで彩られた瑞穂市が楽しみになります。

本日、令和元年第2回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、お礼を申し上げます。

私は、さきの市長選挙におきまして、「瑞穂市の大きな可能性を最大限に活かす政策、健幸都市みずほ」の思いに、多くの市民の皆様の温かい御支援をいただき、瑞穂市の市政を担うことになりました。市政への重責を痛感するとともに、身が引き締まる思いがいたしておりますが、よろしく願いをいたします。

御承知のように、時代も平成から令和に変わりました。春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花のように一人一人があすへの希望とともに、それぞれ花を大きく咲かせることができる、そうした日本でありたいとの願いを込めたと安倍首相が元号発表の際にお話しされましたが、新しい元号とともに、新しい瑞穂市を大きく咲かせることができるよう、市民の皆様の大きな期待と信頼に応え、市政運営に全力で取り組んでいく覚悟でございます。

それでは、定例会の開催に当たり、私の所信及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

さて、議員御承知のとおり、瑞穂市では自然増・社会増により人口増加を続けており、県内でも若年層の割合の高いまちです。昨年度、公表されました国立社会保障・人口問題研究所による2045年の市町村別推計値におきましても、人口推計で5万5,602人となっており、岐阜県下で唯一人口が増加するまちとなっております。この結果には、瑞穂市の地勢的な条件やJR穂積駅、国道21号の利便性も大きく影響していると思っておりますが、行政としては第2次総合計画の中で、瑞穂市の将来像として「誰もが未来を描けるまち 瑞穂」を掲げ、育、住、安、活の4つの基本視点に立ったまちづくりを進めていますが、今後とも瑞穂市を魅力あるまちにするため積極的に取り組むことで多くの方に暮らしていただけるまち、住んでいて心地よいまちを目指すとともに、さまざまな方が瑞穂市を訪れ、交流が深まり、にぎわいが生まれるまちとな

っていければと思っております。

このことは、私の基本政策である「健幸都市みずほ」も人と時間が大切な資源と考え、お子さんからお年寄りまで全ての市民の皆さんが、元気が出る・やる気が出る・安心できる政策で未来と今のために人に投資を行うものと相通じるものであります。

さて、私は市長に就任したばかりではございますが、平成31年度は既にスタートして約2カ月が経過しております。平成31年度の予算執行や繰越事業等の諸事業に着手し、積極的に進めてまいりたいと思っております。

市長に就任し、今年度の予算を俯瞰したところ、新規事業である防犯カメラ設置事業や、学校無線LAN整備事業につきましては、学校施設や保育所等への防犯カメラの設置による安全対策の強化や学校での無線LANによる教育環境の充実が予定されており、私のマニフェストにある誇れる安全・機能性の高い快適なまちの実現や、子供たちの未来が光輝くまちの実現の政策の柱に一致するものと考えております。

また、社会資本整備総合交付金の活用を予定しております（仮称）柳一色歩道橋整備事業も、安全性・機能性の高いまちの実現のために必要な事業であり、着実に進めてまいりたいと思っております。

国内の経済情勢を眺めますと、内閣府発表の1月から3月の国内総生産（GDP）は年率換算が2.1%増ということでしたが、内需である個人消費と設備投資がマイナス、外需も輸入の大幅な落ち込みを受けてのプラスということで、景気情勢に不透明感が増している感がある中で、消費税の増税も再々延期が取り沙汰されています。

また、国会では幼児教育・保育を無償化するための子ども・子育て支援法の改正が可決されたところであります。3歳から5歳までの全ての子供たちの認可保育所や幼稚園などの利用料が原則無償化となる予定です。本定例会の議案においても、幼児教育・保育の無償化準備経費やプレミアム付商品券の実施事業の補正予算等を計上しております。国の動向と歩調を合わせて、子育て・教育のまちの実現に取り組んでいく所存です。

もちろん、私が掲げてまいりました「健幸都市みずほ」とは、瑞穂市が健やかで幸せに暮らせる地域社会を目指す都市になることです。その基本政策の中には、健康、安全、環境などほかの政策もございます。健康増進事業、JR穂積駅圏域拠点化構想、下水道事業などの政策につきましても、現状の各事業の進捗状況をよく把握し、その上で事業の内容を精査し、政策実現に向けて前進してまいりたいと思っておりますので、どうか議員の皆様方におかれましても、市政全般・全市民の観点から将来の瑞穂市を見据えた建設的な見地による御意見、御提案をいただきますよう切にお願いを申し上げます。

それでは、定例会開催に当たり、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回上程します議案は、専決処分の承認が2件、人事案件が2件、財産の取得に関する案件

が2件、規約の変更に関する案件が1件、条例の改正に関する案件が3件、補正予算に関する案件が3件の合計13件であります。

それでは順次、提出議案の概要を御説明させていただきます。

最初に、承認第1号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての専決処分についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、市条例を改正する専決処分をしましたので、議会の承認を求めるものであります。

次に、承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてであります。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、市条例を改正する専決処分をしましたので、議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第39号瑞穂市教育委員会の委員の任命についてであります。

教育委員会の委員 福野佐代子氏の任期が令和元年7月4日に満了となることから、新たに大平高司氏を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第40号瑞穂市監査委員の選任についてであります。

監査委員 井上和子氏の任期が令和元年6月30日に満了となることから、新たに堀廉氏を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第41号財産（小学校普通教室教育用I C T機器）の取得についてであります。

小学校普通教室教育用I C T機器の購入に当たり一般競争入札を実施したところ、株式会社中日AVシステムが落札をしましたので、契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第42号財産（消防ポンプ自動車）の取得についてであります。

消防ポンプ自動車の購入に当たり一般競争入札を実施したところ、株式会社ウスイ消防が落札しましたので、契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第43号西濃環境整備組合規約の変更についてであります。

西濃環境整備組合規約の変更については、大垣市議会委員会条例の改正に伴い、西濃環境整備組合議会の組織及び議員の選任方法が変更となるため、規約の変更を行うものであります。

次に、議案第44号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例についてであります。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行に準じ、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第45号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてであります。

地方自治法第241条の規定に基づき、森林環境整備促進基金を設置するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第46号瑞穂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第47号平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,308万2,000円を追加し、総額177億2,308万2,000円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費として東京圏からの移住支援金や森林環境整備促進基金積立金など406万8,000円、民生費として本田小学校区放課後児童クラブの開設に伴う備品・工事費など1,278万8,000円、農林水産業費として産地パワーアップ事業補助金など1,012万1,000円、商工費としてプレミアム付商品券事業に4,543万円、土木費として河川維持費など416万5,000円、消防費として退職消防団員報償金など242万1,000円を増額補正し、教育費として591万1,000円を減額補正するものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金としてプレミアム付商品券関係の補助金など5,069万9,000円、県支出金として産地パワーアップ事業補助金など1,329万6,000円、諸収入として消防団員等退職報償共済金など646万6,000円を増額補正し、繰入金として財政調整基金を300万円繰り入れるものであります。

次に、議案第48号平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ10万4,000円を追加し、総額46億308万3,000円とするものであります。

歳出は、一般管理費を10万4,000円増額するものであり、歳入は繰入金を10万4,000円増額するものであります。

次に、議案第49号平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ10万4,000円を追加し、総額5億2,414万4,000円とするもの

であります。

歳出は、一般管理費を10万4,000円増額するものであり、歳入は繰入金を10万4,000円増額するものであります。

以上、13件の提出議案につきましての概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午後3時17分

再開 午後3時53分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。ただいま一括議題となっております議案のうち承認第1号から議案第41号及び議案第44号の6議案を会議規則第37条の3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております承認第1号から議案第41号及び議案第44号の6議案は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

---

#### 承認第1号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） これより承認第1号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから承認第1号を採決します。

承認第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、承認第1号は承認されました。

---

#### 承認第2号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） これより承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 議席番号6番の日本共産党の小川理でございます。

瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について、お尋ねしたいというふうに思います。

まず、お尋ねしたいというふうに思いますのは、今回基礎に係る課税限度額が58万から61万に引き上げがされておりますけれども、お尋ねしたいと思いますのは、このことによってどのような世帯の収入の方、あるいは所得の方がおられるのかお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 市民部長 児玉等君。

○市民部長（児玉 等君） ただいまの御質問についてですが、超過世帯につきまして、まず昨年の状況は115世帯でございます。今回の限度額引き上げによって影響を受ける世帯数は約15世帯というふうで見込んでおります。

試算では、4方式で限度額に達する所得のほうが現在840万円、所得ベースですが、これが880万円というふうで試算されております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 次にお伺いしたいと思いますけれども、軽減税率でございますけれども、今回は7割の法定減免はございませんが、5割軽減または2割軽減が行われております。これは所得の低い人にとって減税になるというふうに思いますけれども、今回のこの改定によって、金額はわずかでありまして、減税になる世帯はどれぐらいありますでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 市民部長 児玉等君。

○市民部長（児玉 等君） 今回の改正によって影響を受ける世帯ですが、5割軽減で9世帯、2割軽減で26世帯というふうで試算した結果、このようになっております。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 私、国民健康保険税の問題については、やっぱり議会でよく論議をすることが大事だというふうに思うんですけども、このように今回も専決処分が行われておりますけれども、この専決処分を行わなきゃならんというふうに思われる理由というのは、改めてお伺いしたいと思いますけど、また過去にこうした専決処分を行わなかった事例があるのかなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市民部長 児玉等君。

○市民部長（児玉 等君） 国保税につきましては、課税の基準日が4月1日というふうになっております。

この課税の根拠となります条例が4月1日に施行されていなければならないというふうにされております。今回、地方税法施行令の一部を改正する政令が3月29日に公布されまして、施行日が4月1日であったということで、このために国保税条例の施行日を4月1日とするためには議会を招集する時間的余裕がなかったということから、やむを得ず専決処分とさせていただいたものでございます。

それからもう一点、過去に専決処分としなかったことがあるかということですが、1回あったというふうで聞いております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 専決処分を行わなかった場合にどのようなふぐあいといいますか、こういうことが起き得るのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市民部長 児玉等君。

○市民部長（児玉 等君） 専決で4月1日に条例ができていないと、軽減世帯の関係についてですが、所得水準の全体的な上昇の影響で、これまで軽減を受けておられた世帯が軽減から外れてしまうということが考えられます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決します。



承認第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、承認第2号は承認されました。

---

議案第39号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） これより議案第39号瑞穂市教育委員会の委員の任命についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

瑞穂市教育委員会の委員に大平高司君を任命することに同意する方は、起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第39号は同意することに決定をいたしました。

---

議案第40号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） これより議案第40号瑞穂市監査委員の選任についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号を採決します。

瑞穂市監査委員に堀廉君を選任することに同意する方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第40号は同意することに決定をいたしました。

---

#### 議案第41号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） これより議案第41号財産（小学校普通教室教育用 I C T機器）の取得についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第41号を採決します。

議案第41号財産（小学校普通教室教育用 I C T機器）の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第44号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） これより議案第44号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号を採決します。

議案第44号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会いたします。ありがとうございました。

延会 午後4時07分

